

随意契約の結果

【令和3年12月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
東北まちづくり支援事務所に係る賃貸借料	契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年12月24日	青葉通プラザ共有者代表 清水地所（株） 東京都中央区京橋2-18-3	1010001046156	16,045,288円	16,045,288円	100.0%	立地、賃料等諸条件を勘案し新事務所移転先を選定し、当該ビルオーナーと賃貸借契約を行ったものである。	-				
大船事務所に係る賃料及び共益費	契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年12月7日	(株) グランコート 神奈川県横浜市栄区桂町3 24-6	2010001212260	130,593,480円	130,593,480円	100.0%	当該契約は、事業推進部内の所掌業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
青山通り現地事務所賃貸借契約	契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年12月20日	第一青山ビル（株） 東京都港区北青山3-3-7-101	3010401065381	23,677,584円	23,677,584円	100.0%	行政及び地権者との緊密な協議・調整に際し、当該事業地区近隣に事務所を設置する必要があるため、賃借しているものである。 今後も、業務遂行のために事務所機能を継続する必要があることから、利便性、規模、立地条件等を考慮の上、賃貸借契約の締結を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役務
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。